

令和3年第13回教育委員会議事録

令和3年7月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年7月28日（水）午後2時00分～午後2時36分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

庶 務 課 長 村 野 貴 弘 特別支援教育課長 矢 花 伸 二
就学前教育支援センター
所 長

済美教育センター 佐 藤 正 明 済美教育センター 佐 藤 永 樹
所 長 統 括 指 導 主 事

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

議案第47号 杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

議案第48号 令和3年度における「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施について

(報告事項)

(1) 令和3年度学校基本調査速報について

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

- 議案第47号 杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について・・・・・・・・・・ 4
- 議案第48号 令和3年度における「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施について・・・・・・・・・・ 7

報告事項

- (1) 令和3年度学校基本調査速報について・・・・・・・・・・ 10
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 15

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第13回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項2件を予定しています。

以上でございます。

教育長 では、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第47号「杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を上程いたします。私からご説明いたします。

本議案は、「杉並区いじめ問題対策委員会条例」に基づきまして、委員の任期満了に伴い、新たに「杉並区いじめ問題対策委員会委員」を委嘱するものでございます。参考資料をご覧ください。

任期は令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年間となります。それぞれ区分、指名、役職等、住所について記載しております。今回新規の委嘱はなく、5名の委員が再任となります。表の2番目に記載しております菅原誠委員が2期目となり、あとの4名の委員につきましては3期目となります。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 この間のいじめ問題の対策、取組等について改めて感謝申し上げます。最近、振り返ってみて、大きないじめ問題というのは聞いておりませんので、本当にありがたいなと思っておるところですが、このいじめ問題対策委員の5名の方は引き続きということで全く異議はございません。この間の対策委員会の取組というか、何かありましたら簡単に教えていただければと思います。

庶務課長 重大案件につきましては、今、委員ご指摘のとおりありません

でした。通常ですと年2回開催させていただいて、区の状況をご説明させていただいたり、学校における初期対応の資料の説明をさせていただいたり、重大案件が発生した場合の対処方法についてご説明させていただいたり、個別案件についてのご意見を頂いたりして、いじめがなるべく起こらないようにということと、起こった場合の対応方法についてのご意見を頂戴しているところでございます。

教育長 いじめ問題対策委員会の話ではないのですけれども、これは滋賀県の大津市で大きな事件があって、そこから法制度がされてこのような委員会を開くとともに、各学校においても対策のための体制を作って、そういう問題が発生したときには早急に対応しなさいということになっています。教育委員会もこういったいじめの問題は、初期対応がすごく大事なのだということで取り組んできたと思うのですけれども、具体的に学校で、いじめの問題に対して、認知してから動き出す対応で工夫されているような学校はありますか。

統括指導主事（佐藤） まず、年3回のいじめアンケートを取っております。そして、アンケートに記入した子どもに関しては、担任がしっかりとまず聞き取りをし、その後、管理職を含めて、学校いじめ対策委員会にかけるか、かけないかを判断するために、しっかりと子どもの意見を聞きます。もう解決しているかどうか、ちょっと嫌なことを言われただけなのか、今、まだ続いているのかというところを、記名があったお子さんに関して慎重に対応しています。そして、やはりこれはいじめとして認定する、つまり、3カ月間解決していないものは、まだ継続しているという案件になりますので、学校で対策委員会の下、見ていくことになります。そして、命にかかわる重大事態になっていないかというところを慎重に判断しているところです。

また、年3回だけではなく、日頃から「僕、いじめられている」「私、こういうことで困っている」ということをしっかりと受け止められるように、担任または養護教諭、そして、スクールカウンセラー等を活用しながら、日々子どもたちの状況をつかんでいるところでございます。

教育長 今、話していただいたとおりだと思ふし、それは大事だと思ふます。初期対応というのはすごく大切だというのは、我々も身にしみているところで、ぜひその辺りは学校にいろいろ指導してもらいたいと思っております。ただ、学校も若い教員が増えて、いろいろな教員がいる中で、

子どもたちのかすかな変化をキャッチして、それをすぐに対応に生かしていく能力というのが、どうしても落ちてきている気がするのです。教育相談の充実を図っていかなければいけないとすごく思っていて、杉並は子どもたちの数がだんだん増えて、学級数も増えていく中で、スクールカウンセラーは週1日、学校によっては週2日ということで、十分な対応というには、なかなか難しい状況です。じゃあ、スクールカウンセラーは何日あればいいかという、毎日いたほうがいいけれども、なかなかそうはいかない。そうした教育相談全般を見たときに、まだまだ十分ではないところがあると思うので、ぜひその辺りの充実を図っていきたいと思っています。

折井委員 関連質問ということでお伺いしたいのですけれども、こういったいじめ問題を、対策委員会が対応してくださる範囲というのは、どういふものでしょうか。つまり、学校内で起きたいじめなのか、それとも例えば担任の先生に、これはもしかするとパワハラ、アカハラになるのかもしれないのですけれども、担任の先生から嫌なことを言われるとか、そういった先生との間のもものも入っているのか。例えばSNSでの同級生とのいざこざですとか、そういったものも扱っていらっしゃるのでしょうか。

庶務課長 そういったものも幅広く扱っておりまして、ご意見を頂いているところでございます。

折井委員 以前の教育委員会でも申し上げたことなのですけれども、記名式でアンケートがあるということで、記名式はどうなのでしょうということを申し上げたと思うのですけれども、一方で担任の先生、もちろん人間同士なので気が合わないだとか、何となく自分に対して冷たい気がするとか、どちらかというところとそう思い込んでということもあるかもしれませんが、報道とかで担任の先生が本当に信じられないような、自分のクラスの子に対して明らかにいじめと思われるような言動をしたという報道も耳にしますので、担任の先生に提出するアンケートに当然書けないわけですよ。

私が勤務している大学のことなのですけれども、例えば大学院の指導ですと、子弟間がすごく密接で、うまくやれているときはいいのですけれども、やはり性格が合わないとか、もしくはいろいろなトラブルが起きたときに、自分の先生には、自分の先生との問題なので当然言いづら

いとなったときに、近年は、何かあったら副担任の先生に、しかも同じ分野だと言いつらいということで、違う分野の先生に相談できるようにしているのですね。

子どもたちにとっても、担任の先生が救いの手になれないような状況もやはりあると思うのです。なので、いろいろなところでそれをキャッチできるような、子どもたちが言えるような場が増えてくれるといいなと思います。

教育人事企画課長 その問題については、先日前お話しさせていただいた体罰の関係ともつながってくるものでして、当然子どもたちがアンケートで書いたものというのは、担任の目に触れることなく提出できるようになっております。それは年に1回なのですが、そのほかにも、先日前お話ししたように、子どもたちが訴えていけるところというのは、学校だけではなくて様々なところに窓口があります。それについては、年3回は必ず周知していますし、体罰調査をする際にも周知をしていますので、そういったところを使って、子ども、そして子どもの様子が少しおかしいなと思った保護者の方からそういったところに相談することができるようになっていっていると考えております。

庶務課長 ほかにご意見等ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第47号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第47号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第48号「令和3年度における『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価』の実施について」を上程いたします。引き続き私からご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、1の目的等のとおり令和2年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果に関する報告書を区議会に提出するほか、教育委員会のホームページへの掲載等により公表する

ことで、区民への説明責任を果たすものでございます。また、この結果を活用し、新たな教育ビジョン推進計画の策定につなげてまいります。

次に、2の実施方法でございます。1点目として対象事業でございますが、現推進計画の今後の主な取組に掲げた取組を含む計画事業を対象に評価を行います。今年度は新たな推進計画の策定に向けた取組に着手するため、その検討に当たっては、まずもって現推進計画における取組の評価を踏まえる必要があることから、現推進計画の事業の振り返りを目的とした点検評価を行うことにより、この結果を活用し新推進計画の策定につなげていくこととしたいと考えたからでございます。

2点目でございますが、対象事業の実施状況を踏まえ、現推進計画の目標に沿った課題や今後の取組の方向性について明らかにしてまいりたいと考えています。平成30年度から令和2年度までの点検評価において設定していた「学び」、「人材と組織」、「施設・設備」、「行財政」の4領域に向けた点検評価とはせず、現推進計画の目標に沿った課題や今後の取組の方向性を示すこととしました。理由でございますが、現在策定中の新たな教育ビジョン案が、現ビジョンの「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」という理念を基盤に、みんなが共に教育をつくる当事者として学び合い、教え合い、語り合い、杉並の教育に多目的な考え方を示したものであることから、現推進計画における積み残された課題は、新推進計画においても取組の充実を図る必要がないか、また、成果のある取組は継承することを検討すべきではないかと考えたところでございます。

なお、対象年度にある令和2年度がコロナ禍という特殊な状況下であったことから、成果を正確に測定することが難しい事業もございます。そのため、当該年度の取組において、コロナ禍による影響が著しい場合には、令和元年度の実績も加味しながら点検評価を行ってまいります。

3点目といたしましては、点検評価の客観性を確保するため、2名の学識経験者の方にご意見をお聞きしてまいります。

4点目ですが、対象事業以外のその他の事業につきましては、昨年同様に進捗状況等を網羅的かつ定量的に評価を行う区の事務事業評価に委ねることといたします。

最後に、3の今後のスケジュールでございますが、事務局内において目標別評価の案を作成した後、学識経験者のご意見をお聞きし、ご意見

を踏まえた総括評価（案）を作成いたします。学識経験者による評価を頂戴して、最終的な報告書（案）を作成し、11月に教育委員会に付議申し上げまして、決定した報告書を区議会文教委員会に報告し、教育委員会のホームページ等により区民等に公表してまいりたいと考えています。

私からは以上でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 2点お伺いいたします。これまでに数年、具体的なテーマの下に、点検評価をされていたと思うのですが、今回は何か方向性が決まっているのかということと、これから決めていくものに生かしていくということが書いてありますが、報告書（案）が出来上がるのが11月辺りということで、時期的なものの取組に関しては、すり合わせというのはどうなさるのか教えていただきたいと思っております。

庶務課長 現在、教育ビジョンの策定の途中でございますが、教育ビジョンは8月1日から「広報すぎなみ」等にお知らせして、1カ月間、区民の皆さんのご意見を頂いて、その内容を踏まえてまた教育委員会に諮りまして、決定させていただくのは11月ぐらいを想定しているのですが、それと併せて推進計画の策定にも入っていくような形になります。ただ、推進計画が策定されるのが年度内かもう少し先になるような形ですので、この点検評価の内容を推進計画に反映させたいと思っております。

また、今回につきましては、先ほどご説明させていただきましたが、絞って行うよりは、現推進計画が今年度でちょうど10年になりますので、その振り返りも兼ねて新推進計画に生かせるものと、さらに充実する、あるいはこれはもう終わりにするものということで、現在の推進計画について点検評価を行うという内容で検討していきたいなということで、上程させていただいております。

伊井委員 そうしますと、いろいろな作業が重なってすごくご苦労があるかと思っておりますけれども、整理された形のものをととても期待しておりますので、よろしくお願いたします。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにご意見等ございますでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

す。

教育長 では、採決を行います。議案第 48 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第 48 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、報告事項の 1 番については事務局より説明を頂き、2 番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にご意見がないようですので、報告事項 1 番については事務局より説明を受け、報告事項 2 番については配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「令和 3 年度学校基本調査速報について」を私からご説明いたします。

こちらは統計法に基づく令和 3 年度学校基本調査について、杉並区立学校分の調査結果を速報としてまとめたものでございます。

調査の目的ですが、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにするためでございます。

調査機関は令和 3 年 5 月 1 日現在です。

調査対象は、(3)に記載しているとおりでございます。

調査項目ですけれども、学校数、在学者数、教員数、卒業者数、進学者数、就職者数などとなっております。

2 の杉並区立学校分の調査結果の概要に入る前に、一番最後につけてあります参考資料の「令和 2 年度学校基本調査調査結果のポイント」をご覧ください。文部科学省がまとめた昨年度の全国の調査結果ですが、幼稚園の園児数は裏面のグラフのとおり減少傾向にございます。小学校の児童数、中学校の生徒数ともに裏面のグラフのとおり減少傾向にあり、過去最低を更新してございます。

お戻りいただきまして、2 の杉並区立学校分の調査結果の概要につい

てご説明させていただきます。ホチキス留めした資料をご覧ください。

1 ページ目が児童・生徒数の推移になってございます。児童数は増加傾向が続いてございます。生徒数はほぼ横ばいで推移しているところでございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。こちらは外国人児童・生徒数の推移でございます。児童数は増加傾向が続いてございます。生徒数は元年度から増加傾向が続いてございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。こちらは帰国児童・生徒数の推移でございます。児童数、生徒数ともに昨年度より減少してございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症による影響があるものと推察されるところでございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。こちらは中学卒業者の進路状況の推移でございます。進学者が 99% を超えており、大きな変動はございません。

続きまして 5 ページをご覧ください。こちらは区立子供の園児数の推移でございます。園児数は平成 28 年度から減少傾向にございます。

続きまして 6 ページをご覧ください。こちらは就学学齢児童生徒数の推移でございます。就学猶予者及び 1 年以上居住不明者はおりません。

最後の資料は 5 月 1 日現在の児童・生徒数、学級数一覧でございます。

調査結果から見える主な課題としましては、児童数は平成 17 年度から一貫して増加していることから、学級数の増加による学校整備の必要性が高まってくることと、また、外国人児童の就学者数が増加傾向にあることから、外国人児童への日本語指導の必要性が高まってくるのが主な課題であると捉えてございます。

私からは以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきましては、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 今のご報告の中で、児童数の増加ということについては学校整備の必要性という課題が 1 つ。それから、外国人児童等の増加については日本語指導等の課題という、2 つの課題がありました。具体的にはその辺これからどんなふうになりそうというか、見通し等、予定も含めて教えていただければと思います。

庶務課長 まず、児童数の増加に対しましては、補正予算も提案しており

ますが、天沼小学校の増築対応などを行っているところでございます。また、今の推計では、児童数については、令和8年度ぐらいまでは増えていくだろう。また、生徒数はもう少し先まで増えていくだろうという推計の下に学校整備課とも協力しながら学校の環境について整備しているところでございます。

済美教育センター所長 外国人児童・生徒並びに帰国児童・生徒の日本語指導につきましても、やはりそういった子どもたちが増えているということで、対象者も増加傾向にございます。現在、訪問指導として1回2単位時間で40回、合計80時間。それに足りない子たちには補充指導として20回、40単位時間を上限として指導しているところでございますが、日本語の指導だけではなくて、日本の習慣だとか文化だとか、そこで訪問者、対象者等の関係づくりだとか、そういったことがこの日本語指導で非常に役立っているという報告を受けているところでございます。

教育長 外国人、今、やっていただいていることはお話しいただいたのですけれども、この右肩上がりの数字を見ると、大体20人ぐらいずつ毎年増えている実態で、単純計算、小学校40校の2分の1に1人ずつ毎年増えていっていると思うのですけれども、今の訪問指導だとかプラスの指導とかにも、かなり限界が来ているのではないかなと思うのですけれども、その辺りはどうなのでしょう。

済美教育センター所長 現在、職員と講師と、合わせて学校を訪問しているのですけれども、確かに訪問の要請数に対して、今は何とかカバーはしておりますが、これ以上増えると取り出して、そういった指導をすることには限界があるなと感じております。さらに今、講師は学校を退職された方が多くて、年齢もかなり高齢だということ。また、取り出しだけではなくて、学級のクラスに入って子どもたちの様子を支援していくような、そんな体制ももしかしたらこれから必要になるのかなと思っておりまして、いろいろと日本語指導の在り方をこれから考える必要性はあると感じております。

對馬委員 外国からいらした児童・生徒というのは、必ずしも英語とか中国語とかそういうものが通じるとは限らないお子さんも多いのかと思うのですけれども、その辺りのカバーというのは大変難しいかと思うのですが、どうなっているのでしょうか。

済美教育センター所長 やはり共通の言語があれば、例えば英語を通して行いますけれども、そういったことだけではなくて、カードだとかゲームだとか様々な教材を使って、それを媒体に言葉は通じなくても言葉を少しずつ理解していくような指導を最初はしていきながら、そこでコミュニケーションを図ってやっていくというのが、取り出し指導です。それに加えて、やはり子どもたちは子どもたち同士で学んでいくという場面もかなり多くございまして、そういったところでかなりのスピードで日本語をマスターしていく、そんなお子さんも随分多いように聞いております。

折井委員 参考資料で頂いた文部科学省ホームページのほうの在学者数では、子供園が過去最多になっているということと、一方で杉並区の場合には子供園の園児数は大分減ってきているというところで、ある意味真逆の傾向が見られるのかなと思うのですが、これはやはり杉並区で待機児童ゼロというところ、大きな施策をしてゼロを目指しているということで、いわゆる保育園が充実して、保育施設の充実によって、結果的に子供園に来るお子さんが少なくなっているという理解でいいのでしょうか。

就学前教育支援センター所長 お見込みのとおりでございまして、保育所のほうは令和元年に147園あったところが、令和2年には165園に増えております。一方で、子供園の人数というのは23名減少したという結果になっておりますし、私立の幼稚園につきましても、令和元年から令和2年にかけて、標準時間の預かりと長時間の預かりを合わせてになりますが、338名の減があるということで、繰り返しになりますが、委員のお見込みのとおりということで認識しております。

折井委員 私の子どもが保育園に入る頃、もう十何年前ですけれども、そのときに本当に保育園に入るのは大変で、杉並区は状況がいいと言われつつもとても大変だったことを考えると、その点はとてもありがたいなと思います。子育てがさらにしやすい杉並区になるのかなと思う一方で、子供園がすばらしい教育をしているということや研究課題校ですとか先生方、園長先生たちの意欲に満ちた様子ですとか、そういうのを拝見いたしますと、もったいないなという気もいたしますが、人数が減ったことで何か幼稚園の教育上の問題とってはいけないかもしれませんけれども、何か変化というのはあるのでしょうか。

就学前教育支援センター所長 人数が減ってはおりますが、例えば集団保育を行うような、集団の活動といったところに影響を与えるほどの状況ではないと認識しております。特に高井戸であるとか成田西というのは100%近くというところもありますし、若干改築等が控えている高円寺北とかいうところは少なめではありますが、そういったところでも集団の活動というのは十分に行えていると認識しております。

折井委員 安心いたしました。ありがとうございます。

伊井委員 今の折井委員の質問に続けてなのですが、保育者の方々の人数とかは、人数の減少によって影響を受けるようなことはないのでしょうか。

就学前教育支援センター所長 幼稚園教諭については人数の影響はございませんし、保育士についても来年度から常勤を会計任用職員に切り替えていくような動きはありますが、基本的には人数については欠いている状況ではないということでございます。

伊井委員 本当に研究発表を拝見して、すごく充実した保育に取組がなされているので、このまま、その取組が続いていくといいなと思います。ありがとうございました。

教育長 中学校卒業後の進路があって、これは3年度がないのはまだ終わっていないからだと思うのですがけれども、最近マスコミ等の報道であったり、本区にもいますけれども、中学卒業した後に、いわゆるネットでの高校、例えばN高校とか、いわゆる都立とか私立とか国公立とかではなくて、通信制でもない高校に進学する子の話を聞くのですが、その子たちの数というのはどこに入るのですか。上記以外の者に入っているのか、進学者となっているのですかね。

庶務課長 一番上に書いてある進学者に入っています。

教育長 ということは、あくまで高等学校という1つのくくりで進学というのはいわゆる高等学校というくくりですよね。次の専修学校というのは、学校教育法の1条の学校ではないところに位置づけられた学校ですよ。そうすると、上記以外の者というのは、例えばどういうお子さんになるのですか。

庶務課長 フリースクールとかに行かれている人が、この上記以外の者に入ってきます。

折井委員 関連してお伺いしてもよろしいですか。ある一定数ひきこもり

というのでしょうか、お家から出たくないというお子さんもいるというデータを見せていただいたことがあるかと思うのですが、そのお子さんたちは上記以外の者に入るのですよね。

庶務課長 そのとおりでございます。

對馬委員 お引越しかもしれないし、進学かもしれませんが、海外に出られる方は上記以外の者ですか。

庶務課長 上記以外の者になります。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

報告事項2番は配布資料をもって代えさせていただきますので、以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたら、お願いします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定でございますが、8月11日水曜日の定例会は休会とさせていただきます、次回の定例会は8月25日水曜日から日程を変更させていただきます、8月26日木曜日、午後2時からを予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。